



標準様式第3号

内閣法制局第一第3号
令和元年6月5日

行政文書不開示決定通知書

中山 理司 様

内閣法制局長官



令和元年5月6日付けの行政文書の開示請求について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり、開示しないことと決定しましたので通知します。

記

1 不開示決定した行政文書の名称

- ①平成31年3月19日の「第4回 天皇陛下の御退位及び皇太子殿下の御即位に伴う式典委員会」で用いられた退位礼正殿の儀の細目案が憲法に適合しているかどうかを検討した際に作成し、又は取得した文書
- ②平成31年3月19日の「第4回 天皇陛下の御退位及び皇太子殿下の御即位に伴う式典委員会」で用いられた剣璽等承継の儀の細目案が憲法に適合しているかどうかを検討した際に作成し、又は取得した文書
- ③平成31年3月19日の「第4回 天皇陛下の御退位及び皇太子殿下の御即位に伴う式典委員会」で用いられた即位後朝見の儀の細目案が憲法に適合しているかどうかを検討した際に作成し、又は取得した文書

2 不開示とした理由

開示請求に係る行政文書を保有していないため。

* この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、内閣法制局長官に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として、東京地方裁判所又は大阪地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

* 担当課等 内閣法制局第一部

所在地：〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-1-1

TEL：03-3581-7271（代）内線2151